様式第１号（第５条関係）

河津町河津桜維持管理助成金交付申請書

年　　　月　　　日

河津町長　様

氏　　名

申請者　　住　　所

電話番号

　　河津町河津桜維持管理助成金交付要綱第５条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添付し、助成金の交付を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象樹木の所在地 | 河津町 |
| 対象樹木の本数 | 本 |
| 助成の種類  （該当種類に〇） | 剪定　　　　　　　　樹木医診断 |
| 剪定又は樹木医診断  予定日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 助成金対象経費 | 円 |
| 助成金交付申請額 | 円 |

税情報の提供に当たっての同意

|  |
| --- |
| 私は納税に関する税務情報を産業振興課に提供することを同意します。提供した情報は、本事業のみに使用されるものとします。  申請者氏名 |

添付書類

１．現地案内図及び対象樹木の現況写真（撮影日が認識できるもの）

２．対象樹木が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象樹木の剪定又は樹木医診断についての所有権者全員の同意書（様式第２号）

３．内訳のわかる見積書等の写し

４．その他必要な書類

【裏面あり】

【裏面】

【申請に当たっての注意事項】

(１)　対象樹木の剪定及び樹木医診断によって立地上又は構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。

(２)　この申請に基づく交付決定がなされる前に剪定又は樹木医診断をした場合は、助成金の交付を行うことはできません。

(３)　申請受理後、審査の上「交付決定通知書」「完了報告書」等を申請者宛てに郵送します。

(４)　剪定及び樹木医診断後に完了報告を行う必要があります。完了報告は全ての必要書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の３月１５日（その日が河津町の休日を定める条例（平成２年河津町条例第６号）第１条第１項の休日にあたるときは、当該休日の直後の平日）までに行ってください。

(５)　善良なる管理者としての注意をもって必ず３年間はその対象樹木の適切な維持管理をしてください。

(６)　町が樹木の状況等を確認するため、現地調査等を行う場合又は書類の提出を求めることがあります。